

# 日本政策金融公庫の融資制度

日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業

2025. 4. 24

名称 株式会社日本政策金融公庫(略称:「日本公庫」)

設立 平成20年10月1日

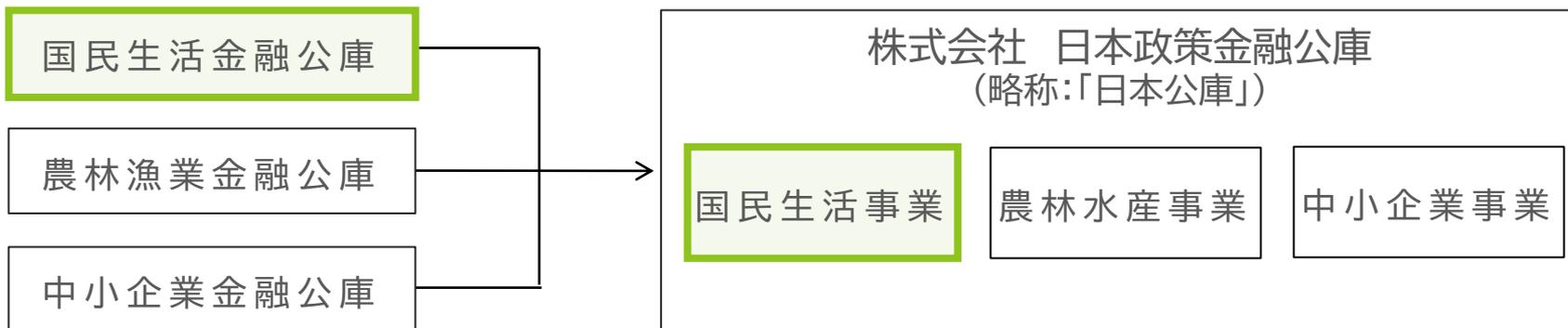
組織 国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業等

職員数 7,423人(令和6年度予算定員)

支店 152支店

<平成20年9月30日以前>

<現在>



## 新規開業・スタートアップ支援資金の概要

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方		
融資限度額	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	ご返済期間	設備資金 20年以内 <うち据置期間5年以内> 運転資金 (原則) 10年以内 <うち据置期間5年以内>
利率(年)	基準利率。ただし、一定の要件に該当する方が必要とする資金(原則として土地にかかる資金を除く。)は特別利率。 (主な要件は次表のとおり。)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の方、35歳未満または55歳以上の方</li> </ul>	特別利率 A (基準利率-0.4%)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受けて新たに事業を始める方</li> </ul>			
女性の方または35歳未満の方	特別利率 B (基準利率-0.65%)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。)等または中小企業基盤整備機構もしくは産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資を受けている方(見込まれる方を含む。)</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した起業支援金および移住支援金の両方の交付決定を受けて新たに事業を始める方</li> </ul>	特別利率 C (基準利率-0.9%)		

※制度の適用にあたっては一定の要件に該当することが必要です。

※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

- 令和6年度補正予算成立に伴い、新規開業資金は主に次のとおり改正・拡充されます。
  - ・ 融資制度の名称を「新規開業資金」→「新規開業・スタートアップ支援資金」に改称
  - ・ 地域おこし協力隊の任期2年目以降または活動終了後1年以内の方で、活動地域において新たに事業を始める方のうち、**過疎地域で新たに事業を始める方の貸付利率を特別利率A(基準利率-0.4%)→特別利率B(基準利率-0.65%)に引下げ**

## 《 新規開業・スタートアップ支援資金(旧称：新規開業資金)の概要 》

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方		
融資限度額	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	ご返済期間	設備資金 20年以内 <うち据置期間5年以内> 運転資金(原則) 10年以内 <うち据置期間5年以内>
利率(年)	[基準利率]ただし、次の要件に該当する方が必要とする資金(原則として土地にかかる資金を除く。)は特別利率。 なお、ご融資後に利益率や雇用に関する一定の目標を達成した場合に利率を0.2%引下げる「創業後目標達成型金利」もご利用いただけます。		
	1 女性の方、35歳未満または55歳以上の方 2 外国人起業活動促進事業における特定外国人起業家の方で新たに事業を始める方 3 創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受けて新たに事業を始める方 4 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画書の策定を行い、認定経営革新等支援機関(税理士、公認会計士、中小企業診断士など)による指導および助言を受けている方 5 地域おこし協力隊の任期2年目以降の方または活動終了後1年以内の方であって、同隊として活動した地域において新たに事業を始める方 6 Uターン等により地方で新たに事業を始める方		[特別利率A] ただし、3に該当する方のうち、女性の方または35歳未満の方は[特別利率B]、 <b>5または6に該当する方のうち、過疎地域で新たに事業を始める方は[特別利率B]</b>
	7 新しい地方経済・生活環境創生交付金(旧:地方創生推進交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金を含む。)を活用した起業支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方		[特別利率B]
	8 新しい地方経済・生活環境創生交付金(旧:地方創生推進交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金を含む。)を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方		[特別利率C]
	9 日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。)等または中小企業基盤整備機構もしくは産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資を受けている方(見込まれる方を含む。)		[特別利率B]
10 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方	[特別利率A・B・C]		

※融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当することが必要です。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

- 令和6年度補正予算成立に伴い、ソーシャルビジネス支援資金は次のとおり拡充されます。
  - ・ 運転資金のご返済期間は7年以内→10年以内、据置期間は設備資金・運転資金ともに2年以内→5年以内に拡充

## 《 ソーシャルビジネス支援資金の概要 》

ご利用いただける方	1 NPO法人 2 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方 3 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方		
融資限度額	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	ご返済期間	設備資金 20年以内 <うち据置期間5年以内> 運転資金 10年以内 <うち据置期間5年以内>
利率(年)	NPO法人	1 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	[特別利率B]
		2 認定NPO法人(特例認定NPO法人を含みます。)	[特別利率A]
		3 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	[特別利率A]。ただし、次のいずれかに該当する場合は[特別利率B] ・ 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域内で事業を行うために必要な資金 ・ 新規開業しようとする方または新規開業しておおむね7年以内の方
		4 上記1～3に該当しない方	[基準利率]
	NPO法人以外	1 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	[特別利率B]
		2 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	[特別利率A]。ただし、次のいずれかに該当する場合は[特別利率B] ・ 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域内で事業を行うために必要な資金 ・ 新規開業しようとする方または新規開業しておおむね7年以内の方

※各種融資制度とは別枠になります。

※融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当することが必要です。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

- 令和6年度補正予算成立に伴い、挑戦支援資本強化特別貸付は次のとおり拡充されます。
  - ・ ご利用いただける方に「新規開業・スタートアップ支援資金」及び「企業活力強化資金」の対象となる方を追加
  - ・ 税引後当期純利益額0円以上の場合の貸付利率を引下げ

## ≪ 挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)の概要 ≫

ご利用 いただける方	次の1および2を満たす法人または個人企業の方					
	1 融資制度 次のいずれかの融資制度の対象となる方 (1)新規開業・スタートアップ支援資金 (2)新事業活動促進資金 (3)企業再建資金 (4)企業活力強化資金(注) (5)海外展開・事業再編資金(注) (6)事業承継・集約・活性化支援資金(注) (7)ソーシャルビジネス支援資金	2 その他の条件 次のいずれの要件も満たす方 (1)地域経済の活性化にかかる事業を行うこと (2)税務申告を1期以上行っている場合、原則として所得税等を完納していること  (注)一定の要件に該当している方が対象となります。 詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。				
融資限度額	7,200万円	ご返済期間	5年1ヵ月以上20年以内	ご返済方法	期限一括返済 (利息は毎月払)	
利率(年)	ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、ご返済期間ごとに次の2区分の利率が適用されます。					
	税引後 当期純利益額	5年1ヵ月	5年1ヵ月超 7年以内	7年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内
	0円以上	3.25%	3.40%	3.65%	3.80%	3.95%
	0円未満	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%

※各種融資制度とは別枠になります。

※融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当することが必要です。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

# 企業活力強化資金

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「企業活力強化資金(企業活力強化貸付)」のご融資を通じて、合理化等の設備投資を行うみなさまのお手伝いをさせていただきます。

## POINT 1

### <商業振興関連>

卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方などが対象です

## POINT 2

### <支払条件改善関連>

取引先に対する支払条件の改善に取り組む方が対象です

## POINT 3

### <キャッシュレス決済関連>

卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または道路旅客運送業を営む方で、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方が対象です

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

# 企業活力強化資金 概要

<p>ご利用 いただける方</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>商業振興関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または不動産賃貸業(注1)を営む方</li> <li>支払条件改善関連 取引先に対する支払条件の改善に取り組む方</li> <li>キャッシュレス決済関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または道路旅客運送業を営む方であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方</li> <li>取引環境改善関連 親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直しまたは脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方</li> <li>パートナーシップ構築宣言関連 「パートナーシップ構築宣言」を公表している方(注2)</li> <li>流通関連 輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方またはこれらの方を構成員とする事業協同組合等</li> <li>省力化関連 中小企業省力化投資補助金の交付決定を受けている方</li> </ol>
<p>資金の お使いみち</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>「ご利用いただける方」の1に該当する方が、次のいずれかを行うために必要な設備資金および運転資金(ただし、(5)の資金は運転資金に限ります。) (1)合理化、共同化等を図るための設備の取得(店舗、仕入・配送・販売設備、食料品販売業等の方が導入する食品廃棄物の再利用設備など幅広い用途にご利用いただけます。) (2)セルフ・サービス店の取得 (3)ショッピングセンターへの入居 (4)新分野への進出(中心市街地関連地域(注3)で事業を営む方に限ります。) (5)販売促進、人材確保(運転資金のみ)</li> <li>「ご利用いただける方」の2に該当する方が必要とする設備資金(支払条件の改善と同時に行う生産性向上に資する資金に限ります。)および運転資金</li> <li>「ご利用いただける方」の3に該当する方が、キャッシュレス決済に対応するために必要とする運転資金</li> <li>「ご利用いただける方」の4に該当する方が必要とする設備資金および運転資金</li> <li>「ご利用いただける方」の5に該当する方が、「パートナーシップ構築宣言」に記載された方針に基づく取組みを実施するために必要とする設備資金および運転資金</li> <li>「ご利用いただける方」の6に該当する方が、流通業務の効率化、合理化または共同化を図るために必要とする設備資金および運転資金</li> <li>「ご利用いただける方」の7に該当する方が、省力化に取り組むために必要とする設備資金および運転資金</li> </ol>
<p>融資限度額</p>	<p>7,200万円(うち運転資金 4,800万円)</p>
<p>ご返済期間</p>	<p>設備資金：20年以内 [うち据置期間2年以内] 運転資金：7年以内 [うち据置期間2年以内]</p>
<p>利率(年)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>「ご利用いただける方」の1に該当する方：基準利率、特別利率A、特別利率B、特別利率C</li> <li>「ご利用いただける方」の2または4に該当する方：基準利率、特別利率A</li> <li>「ご利用いただける方」の3または5に該当する方：特別利率A</li> <li>「ご利用いただける方」の6に該当する方：基準利率、特別利率A、特別利率C</li> <li>「ご利用いただける方」の7に該当する方：特別利率B</li> </ol>
<p>担保・保証人</p>	<p>お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。</p>

(注1) 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に定めるまちづくり会社等または同法第42条第4項に定める民間中心市街地商業活性化事業計画の認定を受けた方に限ります。

(注2) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において、「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している方をいいます。

(注3) 中心市街地関連地域については、お近くの支店へお問い合わせください。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

詳しくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、お近くの支店へお問い合わせください。



**日本政策金融公庫**  
国民生活事業

# 経営環境変化対応資金

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「経営環境変化対応資金」のご融資を通じて、社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来しているみなさまが経営基盤の強化を図るためのお手伝いをさせていただきます。

POINT  
1

売上減少など、業況が悪化している方が対象です

POINT  
2

ご融資限度額は4,800万円です

POINT  
3

運転資金のご返済期間は8年以内(うち据置期間3年以内)です

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

## 経営環境変化対応資金 概要

<p>ご利用 いただける方</p>	<p>社会的、経済的環境の変化などにより、次の1に該当し、かつ、2の要件を満たす方</p> <p>1 次の(1)から(8)までのいずれかの経営状況になっていること</p> <p>(1)最近の決算期における売上高が前期または前々期に比べ 5%以上減少していること</p> <p>(2)最近 3 ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べ 5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること</p> <p>(3)最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比べ悪化していること</p> <p>(4)最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1 ヶ月以上悪化していること</p> <p>(5)社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来していることまたは来すおそれのあること</p> <p>(6)最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じていること</p> <p>(7)前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有していること</p> <p>(8)前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が 15 年以上であること</p> <p>2 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること</p>
<p>資金のお使いみち</p>	<p>設備資金：社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要とする設備資金</p> <p>運転資金：経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金</p>
<p>融資限度額</p>	<p>4,800 万円</p>
<p>ご返済期間</p>	<p>設備資金：15 年以内 [うち据置期間 3 年以内]</p> <p>運転資金：8 年以内 [うち据置期間 3 年以内]</p>
<p>利率(年)</p>	<p>基準利率。ただし、[ご利用いただける方]の1(5)に該当する方のうち、次のいずれかに該当する方は、特別利率Q。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方</li> <li>・ALPS 処理水の処分に伴う風評影響を受けており、かつ、最近における売上高が前期に比し5%以上減少している方</li> </ul>
<p>担保・保証人</p>	<p>お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。</p>

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

ホームページはこちらから

詳しくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、お近くの支店へお問い合わせください。



**日本政策金融公庫**  
国民生活事業

# 賃上げ貸付利率特例制度

日本政策金融公庫 国民生活事業では、自社従業員の賃上げに取り組む方にご利用いただける「賃上げ貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。

## POINT 1

雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して 2.5%以上増加する見込みがある方が対象となります

## POINT 2

ご利用いただく融資制度に定める貸付利率から、利率が引下げとなります

## POINT 3

ご融資日から2年間、利率が引下げとなります

## 貸上げ貸付利率特例制度 概要

ご利用 いただける方	新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額(注1)の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方(注2) (注1)雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。 (注2)最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。
利率(年)	各融資制度に定める利率-0.5%(ご融資日から2年間) (※)利率の下限は0.3%
その他	上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル  
(行こうよ! 公庫)  
 0120-154-505  
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫  
国民生活事業

## 日本政策金融公庫 中小企業事業 の

# 特別貸付のご案内

中小企業の皆さまのご計画内容に応じて、さまざまな種類の特別貸付がご利用いただけます。

### ● 新企業育成貸付 新たな事業を開始する方、異業種・異分野へ進出する方へ

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めておおむね7年以内の方など	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③(上限2.5%)
スタートアップ支援資金	日本の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの方	直接貸付20億円	20年以内 (うち据置期間10年以内)	特別利率②(上限2.5%) 基準利率(上限2.5%)
女性、若者／シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率
再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)	再チャレンジする起業家の方	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転15年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率
新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	直接貸付14億4千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①② 基準利率-0.2% 基準利率
中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導・助言または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る方など	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率① 基準利率

### ● 企業活力強化貸付 企業活力促進のために積極的な設備投資等を行う方へ

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化や下請中小企業の振興を図る方など	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率
IT活用促進資金	情報化投資を行う方	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率-0.2% 基準利率
海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	直接貸付14億4千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間原則2年以内) 運転原則7年以内 (うち据置期間原則2年以内)	特別利率①②③(上限2.5%) 基準利率(上限2.5%)
地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率
事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など	直接貸付14億4千万円	設備20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転原則10年以内 (うち据置期間5年以内)	特別利率①②③(上限2.5%) 基準利率(上限2.5%)
観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を行う方であり、かつ、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①② 基準利率
働き方改革推進支援資金	働き方改革の推進や多様な人材の活用促進に取り組む方など	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率
SDGs推進資金	SDGsの推進に取り組む方	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率
省力化支援資金	補助金等の交付決定を受けて省力化投資に取り組む方	直接貸付14億4千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率-0.65% 基準利率

### ● 環境・エネルギー対策貸付 環境対策に取り組む方へ

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー設備を設置する方、産業公害防止施設などを設置する方、グリーントランスフォーメーションに取り組む方など	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率-0.65% 基準利率
BCP資金	災害等の発生に備えて防災に資する施設などを整備する方	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率②③ 基準利率

●セーフティネット貸付 経営環境の変化などにより、資金繰りに困難をきたしている方へ

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	直接貸付7億2千万円	設備15年以内(うち据置期間3年以内) 運転8年以内(うち据置期間3年以内)	基準利率 (長期運転資金に限り、上限2.5%) 基準利率-0.4% (上限2.5%)
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	直接貸付3億円	設備15年以内(うち据置期間3年以内) 運転8年以内(うち据置期間3年以内)	基準利率 (長期運転資金に限り、上限2.5%)
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	直接貸付・代理貸付 1億5千万円	運転8年以内(うち据置期間3年以内)	基準利率

●企業再生貸付 事業再建に取り組む方へ

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
事業再生・企業再建支援資金	〈アーリーDIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方	直接貸付20億円	1年以内(うち据置期間1年以内) ※一定の要件を満たす場合は、設備10年以内、運転5年以内(うち据置期間2年以内)	基準利率(上限2.5%)
	〈レイターDIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		設備10年以内(うち据置期間2年以内) 運転5年以内(うち据置期間2年以内)	
	〈企業再建〉 経営改善や経営再建などに取り組む方		20年以内(うち据置期間2年以内)	基準利率(上限2.5%) 特別利率②(上限2.5%) 特別利率③(上限2.5%)

(注) 融資利率について、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用または上乘せられます。

●挑戦支援資本強化特別貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
挑戦支援資本強化特別貸付	新規事業または企業再建などに取り組む方であって、一定の雇用効果が認められる事業や地域社会にとって不可欠な事業を営む方など	直接貸付 15億円	5年1ヵ月または6年から20年までの各年(期限一括償還)	期間5年1ヵ月:3.25%、0.50% 期間6年、7年:3.40%、0.50% 期間8年~10年:3.65%、0.50% 期間11年~15年:3.80%、0.50% 期間16年~20年:3.95%、0.50%

●シンジケートローン特別貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
シンジケートローン特別貸付	新規事業、環境対策、経営改善などに取り組む方(注)であって、地域経済の維持・促進に資する事業に取り組む方	直接貸付14億4千万円	シンジケートローンに参加する金融機関が合意した期間 ただし、設備資金は30年以内、運転資金は20年以内に限る。	シンジケートローンに参加する金融機関が合意した利率 ただし、固定利率の場合は、一定の制約有。

(注) 新企業育成貸付(一部の制度を除く。)、企業活力強化貸付(一部の制度を除く。)、環境・エネルギー対策貸付または企業再生貸付の適用要件を満たす方

●危機対応後経営安定貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
危機対応後経営安定貸付	過去の大規模な災害、感染症等の影響を受けた方	直接貸付20億円 代理貸付2億2千5百万円	運転20年以内(うち据置期間2年以内)	基準利率(上限2.5%)

●その他の貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
東日本大震災復興特別貸付	東日本大震災により被害を受けた方	直接貸付 7億2千万円 3億円 代理貸付 7千5百万円	設備20年以内(うち据置期間5年以内) 運転15年以内(うち据置期間5年以内)	(1) 基準利率-1.4%(融資後3年間) 基準利率-0.5%(融資後4年目以降) (2) 基準利率-0.9%(融資後3年間) (3) 基準利率(長期運転資金に限り、上限3%) ※(2)、(3)は一定の要件に該当する場合には利率の控除(0.2%、0.3%または0.5%)の適用可能
令和2年7月豪雨特別貸付	令和2年7月豪雨により被害を受けた方	直接貸付7億2千万円 3億円 代理貸付7千5百万円	設備20年以内(うち据置期間5年以内) 運転15年以内(うち据置期間5年以内)	(1) 基準利率-0.9%(融資後3年間) 基準利率-0.5%(融資後4年目以降) (2) 基準利率
令和6年能登半島地震特別貸付	令和6年能登半島地震により被害を受けた方	直接貸付7億2千万円 3億円 代理貸付7千5百万円	設備20年以内(うち据置期間5年以内) 運転15年以内(うち据置期間5年以内)	(1) 基準利率-0.9%(融資後3年間) 基準利率-0.5%(融資後4年目以降) (2) 基準利率
災害復旧貸付	災害により被害を受けた方	直接貸付1億5千万円(別枠) 代理貸付7千5百万円(別枠)	設備15年以内(うち据置期間2年以内) 運転10年以内(うち据置期間2年以内)	基準利率

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。

**JFC 日本政策金融公庫**  
中小企業事業  
本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4  
<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ!公庫)  
 0120-154-505

経営強化関連

# 新事業活動促進資金

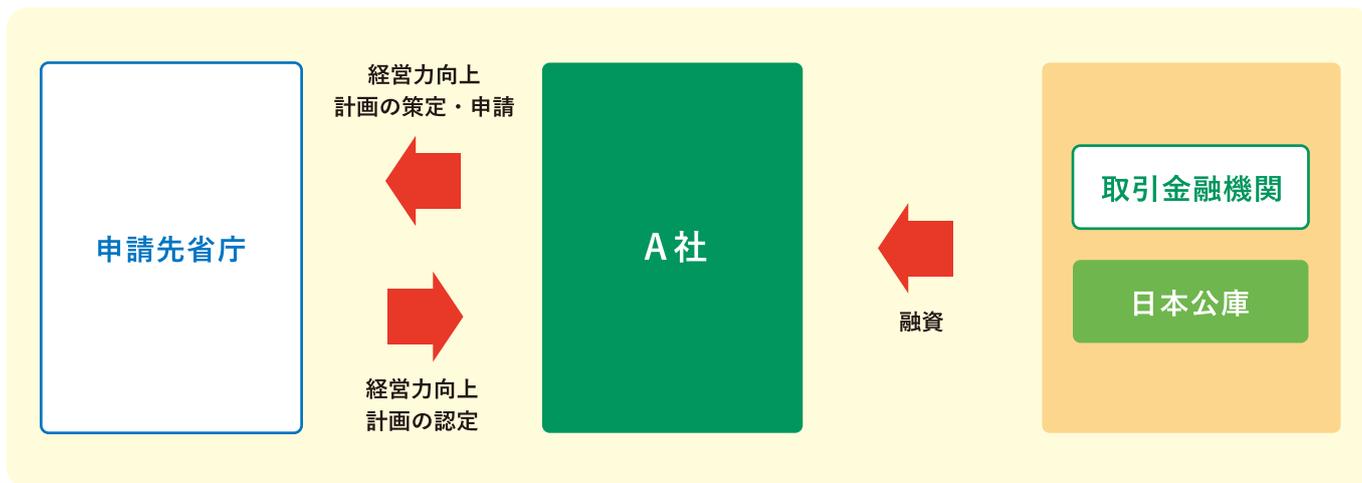
## 融資制度の概要

資金使途	経営力向上に必要な設備資金及び長期運転資金 (経営力向上計画の認定を受けた方が対象となります。)	
融資限度額	14億4千万円(特別利率5億4千万円)	
貸付期間	設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)	
適用金利	運転資金・設備資金(土地) 設備資金(土地以外)	基準利率 特別利率②



### ご融資のイメージ

精密機械器具製造業を営むA社は、認定を受けた経営力向上計画に基づき、顧客ニーズの高い複雑形状かつ大型部品を製造することを目的に、新たな機械設備を導入。



公庫は取引金融機関と連携し、認定を受けた経営力向上計画に基づき機械取得資金を融資。



日本政策金融公庫

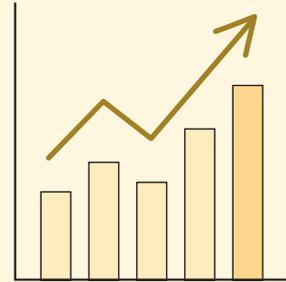
中小企業事業

# 経営力向上計画（国の支援制度）

STEP  
01

経営力向上計画を  
策定

「経営力向上計画」とは  
人材育成、コスト管理等のマネジ  
メントの向上や、設備投資等により、事  
業者の生産性を向上させるための  
計画です。  
自社の強みや経営状況、労働生産性  
などの目標、それに向けた取組など  
を記載します。



STEP  
02

担当省庁による  
認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって策  
定した計画を提出し、認定を受けます。提出は郵送でも受け付  
けています。

STEP  
03

金融支援

日本公庫による融資等様々な支援措置が設けられています。

設備投資について  
即時償却又は税額控除  
(中小企業経営強化税制)

新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置  
があります。  
中小企業経営強化税制(法人税 所得税)の活用により、即時償  
却又は最大で10%の税額控除が可能です。

本計画の概要や  
申請の手引きはこちらを  
ご確認ください



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

制度の詳細  
はこちら



事業承継関連

# 事業承継・集約・ 活性化支援資金

## 融資制度の概要

資金用途	事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金
融資限度額	14億4千万円(特別利率8億円)
貸付期間	設備資金20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金10年以内(うち据置期間5年以内)

ご融資のイメージ①

### M&A



部品塗装を手掛けるA社は、後継者不在の外注先が廃業した場合、サプライチェーン維持が困難となるため、外注先の事業承継を決断。

ご融資のイメージ②

### 自己株式取得



株式が分散している点を課題に感じていたB社は、安定的な経営権の確保を目的に、社長以外が保有する自己株式の集約を決断。

取引金融機関

日本公庫

外注先(譲渡側)

部品塗装



株式譲渡

A社(譲受側)

加工品納入



大手販売先

取引金融機関

日本公庫

株主

社長

社長以外

株式譲渡

B社(譲受側)



公庫は取引金融機関と連携して、外注先の株式取得資金を融資。公庫の支援を通じて、サプライチェーンの毀損を回避。



公庫は取引金融機関と連携して、自己株式の取得資金を融資。公庫の支援を通じて、安定的な経営権を確保。

事業承継の事例集  
を発行しています！

詳細は最寄りの支店まで  
お問い合わせください！



公庫における  
事業承継支援の  
取り組み

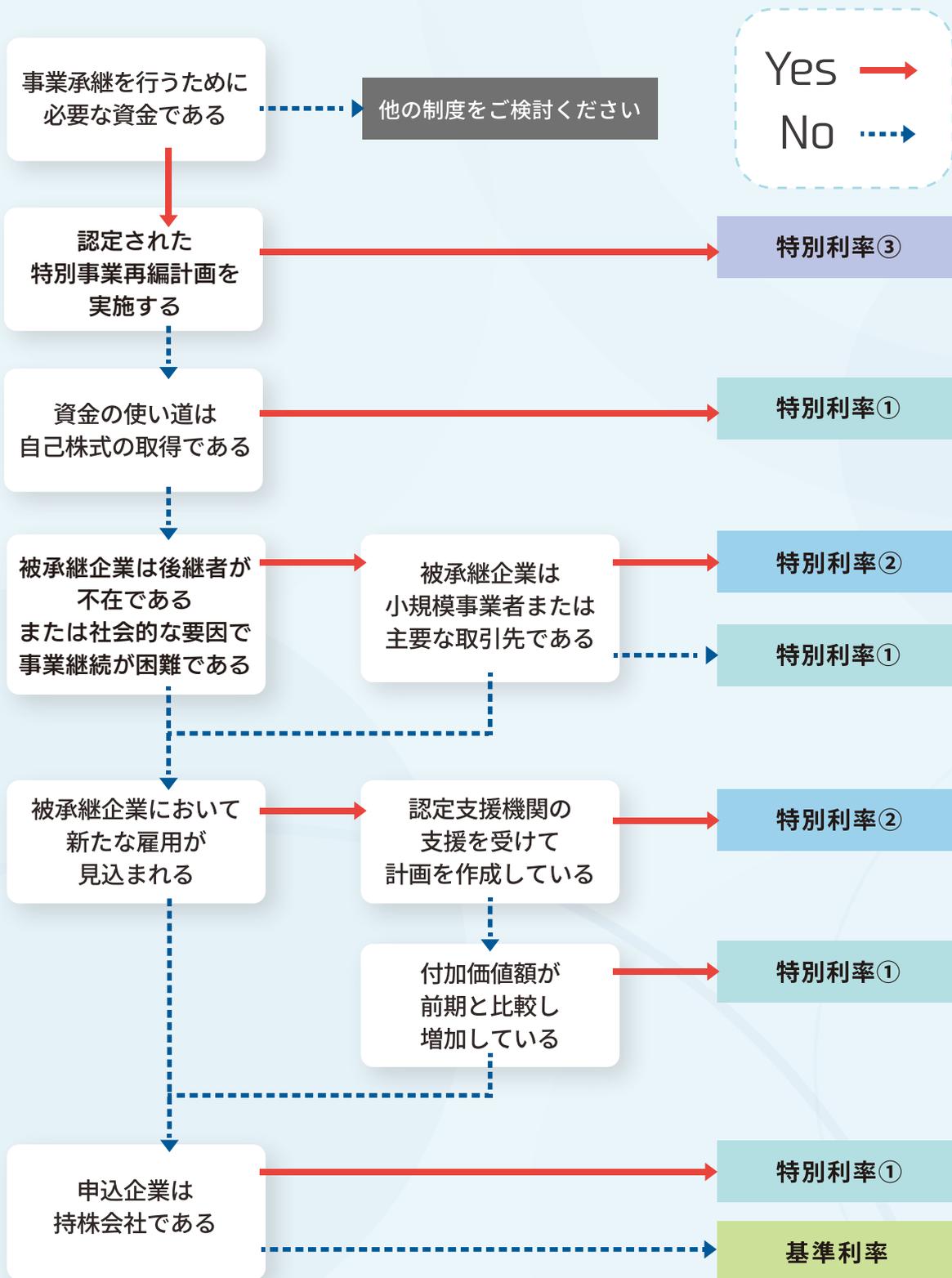
こちらから▶



日本政策金融公庫  
中小企業事業

# 適用利率簡易フローチャート

見やすさの観点から簡略化しています。詳細は、支店までお問い合わせください。



※本資料は、事業承継・集約・活性化支援資金のうち一部を抜粋しております。  
被承継企業が対象となる場合もございます。



## 日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

制度の詳細  
はこちら



令和 7 年 1 月 27 日  
堺 市  
株式会社日本政策金融公庫  
堺 支 店

堺市と日本公庫堺支店が地方創生に係る融資制度を活用した連携を開始  
～ワークライフマネジメント、女性活躍推進等の働き方改革に取り組む堺市の事業者を支援～

堺市と日本政策金融公庫(略称:日本公庫)堺支店中小企業事業は、日本公庫の融資制度「地域活性化・雇用促進資金(地方創生関連)」を活用した連携を開始します。堺市と日本公庫の間で、当該融資制度を活用した連携は初の取り組みとなります。

本融資制度は、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う事業者が対象となるもので、今般、「さかい『働コミ』Company」の登録事業者で堺市長の証明を受けた事業者等が制度適用の対象となりました。

「さかい『働コミ』Company」は、堺市内に店舗、工場、事業所を有し、ワークライフマネジメント、女性活躍推進等の働き方改革に取り組み、その内容、効果又は成果を公表できる事業者等を、登録事業者として堺市が認証・登録する制度です。

堺市と日本公庫は、地域の中小企業・小規模事業者の方々の支援を通じ、さらなる地方創生の推進に取り組んでまいります。

<制度の概要>

ご利用いただける方	「さかい『働コミ』Company」登録事業者で堺市長の証明を受けた事業者
資金のお使いみち	該当する方が、事業を行うために必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	中小企業事業 : 7 億 2,000 万円
ご返済期間	設備資金: 20 年以内[うち据置期間2年以内] 運転資金: 7 年以内[うち据置期間2年以内]
利率(年)	中小企業事業: 2 億 7,000 万円まで 特別利率① 2 億 7,000 万円超 基準利率
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。  
※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

<お問い合わせ先>

堺市 市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課 (担当:阪下、甚野) TEL072-228-7408  
日本公庫 堺支店 中小企業事業 (担当:松原、堀) TEL072-255-1261